

議会のしくみ

議会の役割

区議会とは

荒川区の区民生活をより良いものにしていくには、区民全員参加で考え、話し合い、決めたことを自分たちの手で実行していくことが理想です。しかし、区民全員が集まって話し合いをするのは難しいことです。

そこで、選挙権のある**満25歳以上**の区民の中から選挙で選ばれた区議会議員が、区民の代表として区の重要な事柄を慎重に審議し、どのように対処していくかを決定しています。この区議会議員で構成された機関を**区議会**といいます。

区議会は、区民生活に関わる重要なことを決定することから**議決機関**と呼ばれ、区（行政組織）は、区議会で決めたことに基づき、実際の区政を進めていくことから**執行機関**と呼ばれています。

区議会議員の任期と定数

現在の荒川区議会議員の任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までの**4年間**です。議員の定数は、条例により**32人**としています。

また、区議会の**議長・副議長**は、議員の中から選挙で選ばれます。

議会の仕事

議決

議決とは、区長や議員から提出された議案などを審議して、**区議会の意思を決定**することです。

議会で議決する事項は、法律及び条例で定められており、その主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定、改正、廃止すること。
- 予算を定めること。
- 決算を認定すること。
- 区の税金、使用料、手数料などに関すること。
- 予定価格1億8千万円以上の工事や、物をつくる契約を締結すること。
- 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
- 副区長、監査委員の選任や、教育委員の任命に同意するかどうかを決めること。 など

意見書・要望書の提出

請願・陳情の審査

そのほかにも、国や東京都などの関係機関に対して問題の改善を求め、**意見書**や**要望書**を提出することや、**請願・陳情**として区議会に提出された、区政に対する意見や要望についての審査などを行っています。

令和5年度の議会の流れ (会期：令和5年5月～令和6年4月まで)

5月	6月	9月	11月	2月	4月
開会会議	6月会議	9月会議	11月会議	2月会議	閉会会議
			決算に関する特別委員会		予算に関する特別委員会

定例会の開会

定例会の閉会

* 詳しい日程は、直前にポスターやホームページ等でお知らせします。





会議のあらまし

通年議会制

荒川区議会では、平成26年5月より通年議会制を導入しています。**通年議会制**とは、従来「年4回」となっていた定例会の回数を「**年1回**」とし、会期（議会が活動できる一定の期間）を通年とするものです。

荒川区では、区長が毎年5月に定例会を招集しています。会期は**5月から翌年4月**の概ね1年間となっており、従来実施していた年4回の定例会に代わる会議（本会議）を**6月、9月、11月**並びに**翌年2月**に再開することとしています。

通年議会制を導入したことで、災害等の緊急な事態が発生した場合や、国の地方税法等の改正により区の関係条例の改正が必要な場合にも、いつでも議長判断で会議（本会議）を再開できるようになりました。

本会議

本会議は、全議員が議場に集まり開かれる会議で、議員から区長等執行機関に対して、区政についての質問が行われます。区議会としての意思を決定する重要な会議で、区の重要な事柄の決定は、全てこの本会議で行います。

委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

常任委員会は、区の事務の部門別に設置されており、その部門に属する事務の調査を行い、本会議で付託された議案、請願・陳情等を審査します。

議会運営委員会は、議会の運営等に関する事項を調査するとともに、議会に関する議案、請願・陳情等を審査します。

特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な案件等を審査するために議会の議決により設置され、付託された案件を審査し、その審査が終わるまで存続します。区の予算や決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。

情報連絡会&初当選議員の施設見学会を実施

令和5年5月15日、区議会議員・行政委員・区理事者（区幹部職員）による情報連絡会を開催しました。本連絡会では、令和5年4月23日執行の荒川区議会議員選挙当選者と区理事者等が初めて顔を合わせ、各出席者の紹介等を行いました。

情報連絡会終了後、区議会議員選挙において初当選した議員6名を対象とした説明会及び施設見学会を実施しました。見学会では、ふらっとにっぽり（日暮里地域活性化施設）、あらかわりサイクルセンター、子ども家庭総合センター、あらかわ希望の家（尾久生活実習所）、東尾久本町通りふれあい館を見学した後、町屋地域のグリーンスポットや優先整備道路などを視察しました。

各施設の所管課長による説明に対し、質疑応答も行われ、区の取り組みへの理解を深める機会となりました。



◀東尾久本町通りふれあい館



◀町屋四丁目北グリーンスポット